

# 「お金」と「借金」の基礎知識

## ローンと金利

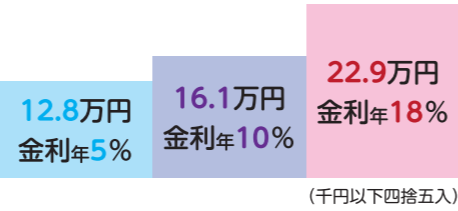
### ローン 金融機関からお金を直接借りること

例:住宅購入のローン、銀行カードローン・キャッシング、消費者金融(サラ金)からの借金 など

借金をすると返済の際に**利息**がかかります。

借りたお金(元本)に対して支払う利息の割合のことを**金利**といいますが、**金利が高くなると返済額は多くなります**。なお、借金の金額に応じて上限金利が15%~20%に制限されていて、これを超える利息は禁止されています。

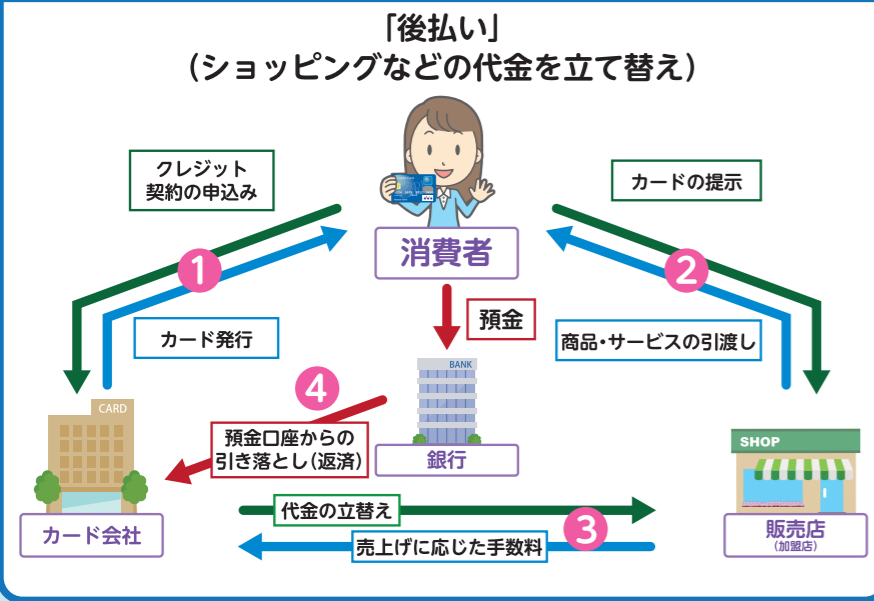
10万円を借りた場合の  
5年後の返済額(複利計算)



## クレジットカード

**クレジット** (信用という意味) **・クレジットカードの利用は「借金」です!** 返せる額を考えてから使いましょう。また、「本当に必要?」か確認しましょう。  
**・支払いができず延滞すると、将来住宅や自動車のローンが組めなくなるおそれがあります。**

### クレジットカードの仕組み



利用者は、買い物した後、期日までにカード会社へ返済しなければなりません。返済方法には一般的に以下のような種類があります。

返済方法	手数料
一括払い (一回払い、マンスリークリア)	なし
分割払い	あり※
リボルビング払い (リボ払い)	あり

※回数によって手数料がかからない場合があります。

### クレジットを上手に利用するポイント

- 契約内容の確認**  
クレジットを利用する前に、手数料・支払方法・支払期間などの契約内容を必ず確認しましょう。
- 利用金額の確認**  
利用明細を必ず確認し、月々の支払金額や残高を把握しましょう。
- 余裕を持った支払計画**  
収入を見越したうえで、支払期限に遅れないよう無理のない支払計画を立てましょう。
  - ・カードや名義は貸さない。
  - ・暗証番号は秘密の番号に。
  - ・規約を確認し、カードの裏にすぐサインする。
  - ・カードをしっかりと管理する。
  - ・もし、紛失したら警察とカード会社に連絡する。

**クレジットには、利用ポイントなどの特典も多くありますが、利用の際には手数料や年会費、支払い方法など、契約全体をしっかりと把握しましょう。**

## 身の回りの「カード」、支払い方法

### プリペイドカード

事前に一定の金額を支払って購入し、その額の範囲で利用できるカード。コンビニなどで購入し、ネットショッピングでIDを入力するギフトカードの利用が増えています。



**注意** 「有料動画サイトの料金が未納。ギフトカードの番号を教えろ」と言われたら、詐欺(サギ)です!

### ICカード(チャージ型カード)

ICチップが入っていて、かざすだけで支払いができるカード。あらかじめ一定額をチャージし、不足が生じたら端末で金額を追加することができます。



**注意** 特に「オートチャージ」を設定している場合は、使い過ぎに注意しましょう。

### キャッシュカード

ATMを使って銀行口座から現金を引き出したり、預金することができるカード。暗証番号や生体認証が必要となります。

### デビットカード

預金口座の残高の範囲内で支払いができるカード。利用額は即時に銀行口座から引き落とされます。

### 後払い決済

クレジットカードを用いず、商品が届いた後で支払える決済手段

### コード決済

スマホアプリを立ち上げ、QRコード、バーコードで認証して支払うキャッシュレスの決済手段

**注意** カードを使うのはお金を使うのと同じです。カードの残額や利用額を把握し、使い過ぎに注意! カードを落とすと、他人に利用されてしまうことがあります。きちんと管理しましょう。

## 契約についての基礎知識

**契約とは** 法的責任を伴う約束のことで、契約書がなくても口約束で成立します。いったん契約すると、正当な理由がない限り、一方的に破棄することはできません。成年年齢の引下げにより、成年に仲間入りした18・19歳は、「未成年であること」を理由に契約を取り消すことができないので、正しい知識を身につけましょう!

### クーリング・オフについて

- 意味** 頭を冷やして考え直す=Cooling Off  
契約した後で冷静になって考え直し「契約をやめたい」と思ったら、一定期間内なら理由を問わず消費者側から一方的に契約を解除できる制度
- 効果** 支払った代金は全額返金され、違約金等も請求されません。商品等を受け取っている場合、送料は販売会社の負担で引き取ってもらえます。(着払いでOK)

※インターネットなどを利用する通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品は、事業者が定めた返品特約が基準になります。  
 ※店舗購入はクーリング・オフできません。また、自動車の購入や、消耗品(化粧品・健康食品など)の使用分などは対象外です。  
 ※詳細は、長野県消費生活情報サイト「長野県消費生活情報」をご確認ください(ハガキの書き方などを記載しています)。

### ●クーリング・オフ対象となる取引と期間●

取引内容	期間
訪問販売 (キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法を含む)	法定書面を受け取った日から数えて <b>8日間</b>
電話勧誘販売(電話をかけさせられた場合を含む)	
特定継続的役務提供 (エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療の7種類) 金額:5万円超 期間:エステティック、美容医療1月超、その他2月超	<b>20日間</b>
訪問購入	
連鎖販売取引(マルチ商法) 業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)	

## 成年年齢引下げ

### 18歳からできること

- 親の同意なしでの契約(クレジットカードを作る、ローンを組む、携帯電話の契約、ひとり暮らしの部屋を借りる等)
- 結婚(男女とも18歳に統一) ○10年間有効なパスポートの取得 など

### 20歳以上でないといけないこと

- 飲酒・喫煙 ○競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブル ○国民年金保険料の納付

**注意**

「リボルビング払い」はたくさん使っても毎月の支払いが一定か、比較的少額で済むため、際限なくカードを利用してしまふことがあります。しかし残高が増えると支払いが長引き、手数料がかさんで借金の総額はさらに増えてしまいます。「リボ払い」には注意が必要です。